

第5次千葉県男女共同参画計画の策定について

1 策定趣旨

千葉県では、「男女共同参画社会基本法」（平成11年制定）第14条に基づく基本計画として、平成12年度に「千葉県男女共同参画計画」を策定し、その後の25年間（37年まで）を念頭に男女共同参画社会の形成に向けた重要課題と解決のための施策の方向性を示している。

また、施策展開に当たっては、社会経済情勢の急速な変化等に対応するため5年ごとに見直しを行っており、現在の「第4次千葉県男女共同参画計画」が令和2年度で終了することから、第5次計画（事業期間令和3年度～令和7年度）を令和2年度中に策定するものである。

2 策定方針

第5次計画については、令和元年11月に実施した「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査」結果、並びに第4次計画の進捗状況を検証し、反映する。

また、現在第5次計画を策定している国の動向を踏まえるとともに、SDGsの考え方も取り入れながら策定する。

(1) 千葉県男女共同参画推進懇話会の開催

次期計画策定に向けた検討を行う。（令和2年度は3回開催予定）

(2) 「計画評価専門部会」の開催等

これまでの施策の進捗状況を踏まえ、第4次計画事業の成果と課題を検証する。

(3) パブリックコメントの実施

県ホームページ等を活用したパブリックコメントを実施し、広く県民の声を聴く。

3 策定期期

令和2年度末

4 今後の主なスケジュール（予定）

(1) 千葉県男女共同参画推進懇話会

- ・夏頃：第1回千葉県男女共同参画推進懇話会（骨子案）
- ・秋頃：第2回千葉県男女共同参画推進懇話会（計画原案）
- ・冬頃：第3回千葉県男女共同参画推進懇話会（計画案）

(2) 計画評価専門部会

春～夏頃：4回開催

男女共同参画社会基本法抜粋

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。